

山梨県洪水ハザードマップ作成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、水害リスク情報の空白域を解消するため、市町村長が実施する洪水ハザードマップ作成事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 この補助金の交付対象となる経費は、社会資本整備総合交付金の交付を受けて市町村長が実施する水防法第15条の規定に基づく洪水ハザードマップの作成に関する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

2 補助率は、国土交通大臣が承認した事業費の3分の1とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、その額を切り上げ1,000円単位とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 業務計画書
- (4) 国土交通大臣への交付申請書（写し）
- (5) その他必要な書類

(補助金の変更交付申請)

第4条 市町村長は、前条の規定に基づいて交付申請をした後に補助金額の変更をする場合は、補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、第3条の規定に基づく補助金交付申請書（様式第1号）又は前条の規定に基づく補助金変更交付申請書（様式第2号）の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定を行い、決定の内容を市町村長に交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、

この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に完了期日変更報告書（様式第5号）を提出し、その指示を受けること。

（状況報告）

第7条 知事は、必要に応じて事業遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告書の様式、提出期限）

第8条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要であり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときには、この期日を変更することができる。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けたときは、その報告の補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を算定し、市町村長に補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、精算払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合には、市町村長に対し、概算払により交付することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第11条 市町村長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（提出部数）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。